

## 平成19年度第3回長崎地域福祉有償運送運営協議会議事要旨

【日時】平成20年2月21日(木) 午前10時から11時まで

【場所】長崎県勤労福祉会館 大会議室

【出席者】

[委員]杉山委員(運営協議会会長)、宮野委員(運営協議会副会長)、相川委員、小道委員、森委員、井石委員、楠山氏(濱洲委員代理)、四元委員、川添委員、藤原委員、合澤委員、馬場委員、山口氏(水谷委員代理)、早瀬川委員

[事務局等](長崎市介護保険課職員、長崎市障害福祉課職員、時津町福祉課職員)

[社会福祉法人代表者等]柿本氏、村井氏、大坪氏

[その他]傍聴者1名、委員随行者1名

### 【議事内容】

[事務局]ただいまから、平成19年度第3回長崎地域福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」)を開催いたします。本日、14名の委員のご出席がございますので、委員数の半数を超える委員のご出席となり、本日の運営協議会が成立することとなります。本日の配付資料は「平成19年度第3回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」(以下「資料」)及び福祉有償運送登録申請者が作成した登録申請書類等の写し(以下「申請書類」)となっております。

[会長]平成19年度第2回運営協議会に引き続いて、「社会福祉法人恵仁会」(以下「申請者」)の道路運送法第79条に規定する登録の申請について協議いたします。前回の協議内容について事務局の説明をお願いします。

[事務局]これまでに開催された運営協議会において協議が調った法人の運送と併せて前回の協議内容を説明します。国土交通省自動車交通局長通知「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の協議事項ごとに説明します。

「(1)NPO等による自家用有償旅客運送の必要性」及び「(4)運送しようとする旅客の範囲」について併せて協議いただきました。会員として登録を受ける方の移動制約の状況や、公共交通機関が運送を担うことが困難な状況であるかどうかの確認を行いました。移動制約の状況に関して詳細な資料の再提出を申請者に求めております。

「(2)運送の区域」ですが、ガイドラインにあるとおり「旅客の発地又は着地のいずれか」を区域として定めることとなっております。予定している輸送の形態や距離等について申請者からも説明があるかと思いますが、訪問介護サービスに連続した輸送に限定されており、運送の区域も訪問介護サービスの「実施地域」とおおむね一致するものと考えます。

「(3)旅客から収受する対価」ですが、前回の協議では、設定された対価はタクシー運賃のおおむね二分の一であると妥当性を確認いただきましたが、運送の距離に応じた加算制でしたので上限額を設定することが可能かどうか、また、運送の対価以外の対価である待機料金についても上減額を設定することが可能かどうか運営協議会から指摘がありましたので、申請者に検討いただいております。

最後に、「(5)その他必要と認められる措置」ですが、法令上の要件を別に記載しております。

つづいて、すでに協議が調った法人と申請者と比較して説明します。協議が調った法人の運送ですが、人工透析患者に限定し、運送の区域内で運送が完結する(旅客の発地及び着地のいずれも「運送の区域」内)こととなっております。申請者による運送では、会員の通院介助時の運送となりますが、受診の理由は会員ごとに異なりますので、委員の皆様には真に移動制約の状態かどうかの確認をお願いいたします。また、運送の区域もガイドラインに沿って旅客の発地又は着地のいずれかを設定されております。

[会長] つづいて、前回の運営協議会で委員から質問が挙がっていましたが、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 運営協議会で合意後に変更が生じた場合の手続に関する議論・質問がありましたので、資料8ページのとおり説明します。「変更登録の申請」、「軽微な事項の変更の届出」、「その他」とあり、変更に係る運営協議会での協議及び合意の要否を記載しております。「軽微な事項の変更の届出」、「その他」については運営協議会での協議及び合意は原則不要ですが、運営協議会の規定により協議することが可能になります。

[会長] 前回の協議に引き続いて協議を行います。前回の協議内容の説明等を踏まえて協議したいと思います。また、必要に応じて申請者から説明・意見を伺います。

「(1)NPO等による自家用有償旅客運送の必要性」及び「(4)運送しようとする旅客の範囲」に関して、再提出された資料をもとに申請者からの説明をお願いします。

[申請者] 資料16ページ以降に再提出の資料を掲載しておりますので、移送を必要とする理由を説明いたします。(単独では公共交通機関を利用することが困難な態様についての説明。以下は概略。)

1番の方は携帯酸素ポンペ利用で、移動時は車いすを使用し、

2番の方は人工透析による体調の変化があり、移動時の座位保持が困難な状態、

3番の方は人工透析による体調の変化があり、自宅前の急勾配の斜面により介助時に注意を要する、

4番の方は人工透析による体調の変化があります。

5番の方は携帯酸素ポンペ利用で、心療内科受診時に信頼のあるヘルパーによる介助を要し、

6番の方はリュウマチによる歩行困難があり、自宅前の相当程度の斜面をヘルパーが2名体制で注意を払って介助を行っています。

7番の方は視力の低下により自宅前の急な坂道を歩行介助し、

8番の方はリュウマチ等の症状があり、信頼のあるヘルパーによる介助を要します。

9番の方は小腸の疾患により移動中にトイレ(介助)を要望されることが多く、一貫した通院支援を要し、

10番の方は移動時に車いすでの移動が必要で、交通量の多い自宅前での移乗介助には相当に注意を払って介助を行っています。

11番の方は骨折等により立位保持が困難であり、

12番の方も関節症のため移動時に介助が必要です。

[会長] 移動制約の状況について詳細な説明であり、深刻な状況も分かります。事務局から補足することはありますか。

[事務局] 移動制約の状況に関して補足することはありません。前回の協議時の申請者からの資料に、今回はあらたに、「年齢」、「主な受診内容」、「自宅周辺の地理的状況」、「自宅から最寄りのバス停までの距離」、「自宅から通院先までの距離」を追加して作成してもらっています。また、「移送を必要とする理由」欄では、会員の方々の「病歴」、「歩行の状況」、「日常生活上の介護の状況」等を箇条書きに変更して、現在の状況が把握しやすいように記載いただきました。

また、運送の対価についての資料をご覧くださいと、収受する対価は距離に応じた加算制を予定されていますが、対価の上限額をあらたに設定し、運送の距離が15キロメートル以上では定額の対価となることと分かると思います。待機料金に関しても上限額を設定されています。

[会長] 具体的な協議を行います。申請者の説明で、運送の必要性等は詳細に理解できました。

「(1)NPO等による自家用有償旅客運送の必要性」、「(4)運送しようとする旅客の範囲」について委員からご意見・ご質問はありますか。

[委員] ありません。

[会長] 「自家用有償旅客運送の必要性」及び「運送しようとする旅客の範囲」に関して了解いただきました。つづいて、「(2)運送の区域」についてですが、申請者から説明をお願いします。

[申請者] 申請書類2ページの「運送の区域」の「備考」欄に記載している各町名は、通院支援が必要な利

用者の居住地を「旅客の発地」としてまとめております。実際に利用者がいます長崎市の日見地区・東長崎地区を運送の区域に設定したい、と考えていますので、当初の申請案に「長崎市潮見町」と「長崎市高城台一丁目、高城台二丁目」を追加しております。

[会長]運送の区域を、長崎市日見地区・東長崎地区を旅客の発地として設定されております。事務局からの説明はありますか。

[事務局]法令上は、「運送の区域」は行政区域ごとに設定されますので、「長崎市」となります。「備考」欄に記載された各町名は輸送サービスの実態についての説明事項と考えます。備考欄にある各町を運送の区域としては設定できず、運送に関して(法令上の)制約は受けませんが、運営協議会として運送に条件を附すかどうか協議することは可能です。

[会長]法的な取扱いと別に、運営協議会での協議を規定することになりますので、その是非は後ほど協議したい。

[A委員]運送の区域は、今後、拡大する可能性はありますか。

[申請者]訪問介護サービスに連続した輸送に限定しますので、訪問介護サービスの実施地域から考えると、当分の間、拡大はありません。

[A委員]訪問介護サービスの実施地域を拡大する予定はあるのですか。

[申請者]運送の区域と比べると、訪問介護サービスの実施地域は広いですが、実際に訪問介護サービスを提供している範囲はおおむね運送の区域と同じです。

[会長]他にご質問はありますか。ご質問等がありませんので、「運送の区域」も合意いただきました。

[会長]「(3)旅客から収受する対価」ですが、前回の協議時から変更があり、上限額が設定されております。資料22ページのとおり運送の距離が15キロメートル以上は対価が加算されなくなり、待機料金にも上限額が設定されております。

[B委員]待機料金の上限額は分かりましたが、待機する時間も30分を限度とする、という考えでいいですか。

[申請者]30分を超えても定額です。

[会長]「(5)その他必要と認められる措置」ですが、法令上の規定や要件については。

[事務局]運行管理の体制等、法令上の要件を満たしているという判断です。申請書類により確認しました。

[会長]法令上の要件等については問題ないということですが、委員からのご質問は。

[委員]ありません。

[会長]協議すべき事項全てで、登録の申請案のとおり合意します。事務局から、本日の合意内容についてあらためて報告をお願いします。

[事務局]ガイドラインの協議事項である5項目について合意いただきましたので、申請者には申請案のとおり申請いただきます。

[会長]本日の一つ目の議題は、協議を終了します。引き続き、二つ目の議題に移ります。

次年度以降の運営協議会での協議のあり方や運営案について、事務局から提示があります。

[事務局]資料23ページにあります、「1 運送しようとする旅客の範囲に関する協議時の判定資料について」です。前回の運営協議会で、移動制約の状況の判定に関して、委員から「判定委員会での判定」や「チェックシート等の統一様式を使用した判定」の提案がありました。この提案やこれまで協議が調った事例等を踏まえて、移動制約の状況の統一的な判定のための14項目の確認事項を検討しました。当面の間、申請時の判定に用いたいと考えております。

[事務局] つづいて、「2 登録がなされた運送についての定期的なチェックについて」です。登録を受けた法人は、法令にもとづいて、一年に一度、運輸支局長あての「自家用有償旅客運送輸送実績報告書」の提出が義務付けられています。法令上は、法人から運営協議会に対する報告義務はありませんが、運営協議会への輸送実績報告を義務付けるかどうか、義務付ける場合はどのような項目を報告の対象とするのか、委員には検討いただきたい。

[C委員] 運営協議会として実態を把握したい。報告すべき事項は、運用について全国的な事例も見ながら、まずは行政からの提示を期待します。

[会長] 輸送実績報告を義務付ける案でいきたい。

[事務局] 分かりました。最後に、次年度の運営協議会の開催時期ですが、さきほどの輸送実績報告の運輸支局長に対する提出が毎年5月末日までとされており、これを受けて、7月から8月にかけて運営協議会を開催して輸送実績報告の内容を協議したいと考えております。

[会長] 様々な提案がありましたが、詳細は事務局において今後も検討いただきたい。

[事務局] 輸送実績報告の事項には、登録時から変更があるであろう「運送の区域」、「運送しようとする旅客の範囲、会員の数」等を想定しています。

[D委員] 運営協議会の開催は、(今年度までと同様に)登録の申請がされるたびに開催するのか、一定の受付期間を設けて、その期間に登録の申請がされたものをまとめて協議するのか、どちらになるのでしょうか。

[事務局] 受付期間を設けて、その期間に申請のある新規登録、有効期間の更新登録、変更登録をまとめて協議したいと考えていますが、具体的には次年度の第1回運営協議会で示したい。

[E委員] 今回、申請者が再提出された資料により移動制約の状況は詳細に確認できました。前回の協議で判定委員会での判定を提案しましたが、登録後の運送について不正がないように、申請の時点で適正に判定をしたいという観点からでした。同じく不正防止の観点から、登録後の運営協議会による定期的なチェック機能を確保したい。なお、これまでに二法人について合意しましたが、その合意後にタクシー運賃の改定がありました。この二法人は、改定に伴い運送の対価の値上げをしたのかどうか。また、申請者は登録を受けた後に、会員の増員のための取り組みをされるのかどうか伺いたい。

[申請者] 会員の増員のための取り組みはありません。通院の支援を希望する方からの相談により、どのような支援が必要かを検討する、という取り組みだからです。

[事務局] ご質問にある運送の対価の変更については、次年度に予定している、輸送実績報告の提出を受けた際の開催で協議したいと考えていますが、協議すべき事項は今後も引き続き検討します。

本日は、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。